

## 大規模小売店舗の変更について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

令和4年4月12日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者  
名 称 上越モール  
所在地 上越市とよば239番  
設置者 みずほ信託銀行株式会社 他1者
- 2 変更した事項
  - (1) 大規模小売店舗の名称  
(変更前) バロー上越モール  
(変更後) 上越モール
  - (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
(変更前) みずほ信託銀行株式会社 東京都中央区八重洲1丁目2番1号 支配人 宮本雅弘  
(変更後) みずほ信託銀行株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目3番3号 取締役社長 梅田圭
- 3 変更年月日  
令和3年11月22日
- 4 変更の理由  
大規模小売店舗の名称及び設置者の代表者変更のため
- 5 届出年月日  
令和4年3月24日
- 6 縦覧場所  
新潟県産業労働部地域産業振興課  
(なお、上越市産業観光交流部産業政策課でも閲覧ができます。)
- 7 縦覧期間  
令和4年4月12日から令和4年8月12日まで
- 8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先  
地域産業振興課 小規模企業支援係  
電 話 025-280-5235  
Eメール ngt050100@pref.niigata.lg.jp